

# 会 議 録

## 1 会議名

令和2年度第3回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

## 2 議題等（公開・非公開の別）

- (1) 委嘱状交付（公開）
- (2) 委員自己紹介（公開）
- (3) 正副会長の選出（公開）
- (4) 審議会委員になられた方へ制度等の説明（公開）
- (5) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）（公開）
- (6) その他（公開）

## 3 開催日時

令和2年10月26日（月）午後1時30分から午後3時まで

## 4 開催場所

上越市役所 4階 401会議室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・ 委員：大森康正（会長）、井澤ますみ（副会長）、早川英雄、藤本孝昭、原野聖子、小野幸子、浦壁澄子、田内洋二、折笠正勝
- ・ 事務局：総務管理課 金子総務管理課長、石黒副課長、富田係長、片所主任  
学校教育課 平田主任、壘指導主事

## 8 発言の内容

### (1) 開会

事務局から日程を説明

### (2) 委嘱状交付

#### 【八木総務管理部長】

(各委員に委嘱状を交付)

ただいま市長に代わりまして委嘱状を交付させていただきました。委員に就任いただき感謝申し上げます。

ご案内のとおり、今年は、特別定額給付金の給付事務があり、皆様には、事後報告ということで、個人情報の取り扱いについて報告をさせていただきました。行政事務を行う上で、個人情報の取り扱いについては、これまでも増して市民の皆様から厳しい目で見られていると承知しており、度々、新聞報道等で情報が漏洩したという事件が報じられることも目にする。個人情報を適切に扱うために皆様から様々な議論をいただいている。市民の皆様の知る権利を保障するとともに、我々は、行政事務を市民の信頼のもとに行っていかなければならない。また、政府はデジタル庁を設置するということで、脱はんこ、脱書類ということで、今後は電子申請が主流となっていくとみられ、当市においてもスピード感を持って対応しなければならないと考えている。行政事務の変革の大きな流れの中にあって、皆様の市民感覚、あるいは専門的な知見から様々なご議論をいただければと思う。19万人の市民の皆様のために、皆さんの英知を、また、忌憚のない意見をこの審議会でご議論いただければと思うのでよろしくお願ひしたい。

### (3) 委員自己紹介

各委員が自己紹介

事務局職員が自己紹介

### (4) 正副会長の選出

委員の互選により、会長に大森委員、副会長に井澤委員を選出

### (5) 審議会委員になられた方へ制度等の説明

【富田係長】

個人情報保護制度等の概要について、資料「上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会説明資料」に沿って説明

【石黒副課長】

今ほどの説明で不明な点はあるか。

【折笠委員】

今までの会議についても、議事録も作成してあり、会長、副会長がチェックしていたのか。

【富田係長】

会長、副会長にこの内容で大丈夫か確認をいただいて、ホームページ等に会議録を掲載させていただいている。

【浦壁委員】

資料の「個人情報の凡例」のところに「印影」とある。国の政策で、できるだけ印鑑を廃止していく方向に向かっているが、以前から、どこでも売っている三文判のような印鑑の意味を疑問に思っていた。印鑑廃止は大きなテーマとなるが、市としてはどのように捉えているのか。

【石黒副課長】

最近、新聞を開くと、どこどこの市は何割削減するなどという記事を見るが、当市においても、デジタル化という大きな流れの中で検討したいと考えている。当課では、情報公開、個人情報も取り扱っているが、文書事務も取り扱っている。また、行政手続の関係や例規の審査も取り扱っているので、まずどういった手続きがあるのかを把握し、廃止をすることのデメリットも含め、慎重に見極めながら、適正に、また便利になるよう検討を進めているところ。凡例の中の「印影」が全くゼロになるかと言えば、おそらくゼロにはならないと思う。手続きに関する押印廃止については、状況を見て、ご説明等することになっているのでよろしくお願ひしたい。

【石黒副課長】

ほかに質問はあるか。

今ほどの事務局から制度のご説明をさせていただいたが、ページの後ろに参考資料があるのでご覧いただきたい。参考資料8に、当審議会が所掌する情報公開、個人情報保護等の運用状況をまとめてある。運営状況については、公表しなければならないことになっており、決算を審議する9月の議会やホームページ等でも公表をさせていた

だいている。

情報公開の申請件数は例年同じような推移で動いている。どういったものが実際多いのかといったことなど、ホームページでは詳しく載せている。工事関係の積算の根拠など業務に関する請求が多い。

自己情報の開示で多いのは、職員の採用試験の自分の点数の公開を求めるもの。それ以外は、戸籍、住民票などの本人通知制度で通知があった方がどういったものが申請されたのか確認される際に使われる。または、ご自身の関係の介護認定の根拠資料を確認されたいといったものがある。

会議の公開については、ホームページに毎週掲載している。公開、非公開は条例に基づいて確認をしたうえで決定している。会議録は、数年にわたって膨大なものが載っているので合わせてご参照いただきたい。

制度の説明は以上だが、質問等があれば会議の場でも、事務局の方にでもお問い合わせいただければと思う。

続いて議事のほうに入る。進行は大森会長にお願いする。

## (6) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

### 【大森会長】

諮問案件の「1 市立小学校・中学校における教育クラウド利用に関する業務」について事務局に説明を求める。

### 【片所主任】

諮問案件「1 市立小学校・中学校における教育クラウド利用に関する業務」について資料に沿って説明

### 【原野委員】

11 ページ4 のところで、「アカウント内の個人データは閲覧できない」となっているが、タブレット内の情報はアップロードしない限り他人には見られないという意味か。

### 【壘指導主事】

クラウド上に情報を保存するのでクラウド上にアクセスできるのはアカウント情報を持っている人のみとなる。本人以外はクラウド上のアカウントにアクセスしない。

### 【原野委員】

そうするとほかの方は、見るができないのか。

**【平田主任】**

まず、クラウド上には一人1つアカウントを作り、そのクラウドのアカウントの領域に入っているデータについては本人しか見られない。ほかの人に見せるには、いくつかやり方があるが、自分のクラウドのアカウントの領域のデータを「この人に見せます」というように設定をする方法が一つ。共有フォルダのように、「ここは皆さんで共有できます」という領域に、データを格納することによって決められた人たちで共有ができる。

**【井澤委員】**

家庭にパソコンやタブレットがある子どももいると思うが、ない子どもは、学校から一台借りて、また持っていくようになるのか。

**【壘指導主事】**

今現在、タブレットは、家庭ではなく、学校で利用するという事で考えている。休校時など、家庭でどうしても繋がなくてはいけない状況になったときは、学校のタブレットを各家庭に貸し出して対応するという事を現在想定している。

**【井澤委員】**

家庭学習としてタブレットを使用することはないのか。

**【壘指導主事】**

いまの段階では想定していないが、家庭で使用する事については、コロナの感染症等で休校の措置が取られたときに臨時的に行いたい。そのために、家庭利用も想定しながら今回諮問をさせていただいた。

**【井澤委員】**

保護者の方も使用するということだが、格差がある中で保護者の方でインターネット環境がない方もたくさんいらっしゃると思う。そういう方に関しては、お便りなど、紙ベースでいくのか。

**【壘指導主事】**

今回、家庭の保護者に向けてのところも今回資料に入れさせていただいた。今現在、市教委のネットワークで PTA メールという形で保護者の方からメールアドレスを登録してもらい、緊急時等、学校から連絡をメールで出すシステムがある。多くの方から登録をしてもらっているが、登録していない家庭もあるので、紙の配布物とメールによる配布物と両方を行っている。今回クラウドシステムを使用することによって、保護者のスマホや端末にメールで「ここを見てください」というものを添付して送る

ことにより、保護者がインターネット上の学校からのお知らせを見ることができるようになる。そういったシステムを活用するよう文部科学省から10月20日に通知があり、上越市でも活用をしていきたいと考えている。ただし、紙で配布することも必要に応じて行う予定。

#### 【浦壁委員】

事務局の方からいろいろと説明してもらったが、理解があっているか確認させてもらいたい。今回の諮問のある取り扱う個人情報の内容は、10ページの「クラウドで扱う情報の内容」に記載のある内容が該当するということによいか。12ページの参考資料の黒くなっているところが該当し、13ページの「個人情報の凡例」には凡例としていろいろと記載があるが、ここも黒くなっているところだけが該当するということによいか。

#### 【石黒副課長】

おっしゃっていただいたとおりである。前回ご説明した際に、新しい仕組みを取り入れるにあたって、不安な声を多数いただいていた。審議会でお諮りすることは、教育クラウドの利用にあたっての個人情報の取り扱いのルールであり、登録、収集、委託といったことであるが、その前に、どのように運用していくかというところを明確にしていかなければならない。前回、具体的なイメージをお伝えすることができなかった反省があり、まずそこに努めた。

横書きのイラストが入った絵のように、まずそもそも学校ではどのようなやりとりがあるのかを考え、先生と児童生徒の一对一の話、子ども同士の秘密の話、クラスの掲示板や、学校の棚に入れる情報など様々なやりとりがある、といったように整理させていただき、最終的にはどんな情報を取り扱うか、その情報が今回諮問する際の共通のキーワードである凡例のどれに当たるかということ整理したのもので、浦壁委員からお話のあった通りである。

以前にも、ほかの案件を審議する際に、登録上の言葉ではどんな情報が取り扱われるのかよく理解できないというご意見があったが、この制度の登録の上では、言葉も標準化しなくてはならない。なるべく皆様がイメージできるよう、具体的な言葉をお示したうえで、登録の内容について、ご説明させていただいたところである。

#### 【藤本委員】

教師は子どもが何を考えているのか知りたいと思うが、そのアクセス権はあるのか。

#### 【平田主任】

先ほど、共有の説明をさせていただいたが、標準の状態では、子どもがクラウドに保存したものを教師は見ることはできない。机の中を覗くのと同じようなイメージであり、あくまでも子どもが見せると言ったものを教師やほかの児童生徒が見るような形を想定している。

【藤本委員】

教師が子どもの思考過程がどうなっているか見れるような対応はしていないということか。

【平田主任】

データの持ち方としてはそのようになる。プロセスを確認したいということであれば、そういうところを見せてもらうようお願いして児童生徒にアップロードしてもらう形になる。

【藤本委員】

あくまでも一人一人のクライアントが許可したものしか見れないということが大前提ということか。

【平田主任】

その通りである。

【藤本委員】

そうなると、逆に、個々のアカウントとパスワードの管理がすごく大事な問題となると思う。保護者のリテラシーがどこまであるか心配。家庭に持って帰ったときに、パスワードを教えるようにと、軽々に動いてしまう危険性を感じる。そのあたりをきちっとしておかないといいけないと感じた。

「個々のものしか見れない状態」と「見せてもいい前提のものを見せる」ということをきっちりやっていかないと、この部分が崩れていくことになるのではないかと思う。

【平田主任】

市の教育委員会としても、教育クラウドを実際に授業で使っていく中で一番重要なことは、情報モラル教育だと思っている。まず、そこを徹底的に児童生徒、使う側、管理する側、教員も勉強して、問題がないように運用していきたいと思う。

【大森会長】

ほかにはないか。ないようであれば、本件について諮問のとおり決定でよいか。

【委員一同】

了承

(7) その他

【大森会長】

本日の議題は以上である。その他、委員の皆様から何かあるか。

【井澤副会長】

今日もらった資料は三冊目になる。前任の方から引き継いだものと昨年いただいたもの、今回のものとあるが、前のものはどうしたらよいか。

【石黒副課長】

パンフレットが少し変わっているが、もしメモなどがあり、前のものが使いやすいのであれば前のものを使用していただいても構わない。条例等も変わっていない。新たな任期となったということでお渡ししたもので、情報としては特に更新していない。ただし、運用状況を説明した資料8は変わっている。新しいファイルは不要であれば回収する。

【浦壁委員】

この資料は会議のときに持ってきた方がいいか。

【石黒副課長】

毎回持って来る必要はないが、どういう基準で審議いただくか承知いただかなければならないのでお配りしているもの。持ってくるかはお任せする。無ければないでいように説明できるように準備はする。気になるところがあった際などに見ていただければと思う。

【大森会長】

ほかに何かあるか。事務局からは何かあるか。

【石黒副課長】

1回目ということだが、早速、審議いただき感謝申し上げます。今回、資料の事前送付ができなく申し訳なかったが、今後も分かりやすい説明をするなど工夫していくので今後もよろしくお願ひしたい。

次回の会議についてだが、本審議会は年4回開催しており、次回は12月の予定。時期としては年の瀬のお忙しい中で申し訳ないが、例年、12月の中旬から下旬に行っているので、また日程調整させていただきたい。

【大森会長】

以上をもって、本日の審議会を閉会する。

## 9 問合せ先

総務管理部総務管理課文書法務係

TEL : 025-526-5111 (内線 1436、1437)

E-mail : [soumukanri@city.joetsu.lg.jp](mailto:soumukanri@city.joetsu.lg.jp)

## 10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。